

〔研究ノート〕

「がん教育」実践の素地を養う「生命の尊重に関する教育」 の基礎研究

——カリキュラム・マネジメントによる「総合的な学習の時間」での実践化を見越して——

天 野 幸 輔

名古屋学院大学外国語学部

要 旨

「学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編」の巻末に「付録6：現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容についての参考資料」がある。この中に「生命の尊重に関する教育」もまとめられている。この内容を、「がん教育」を総合的な学習の時間として実践化を進める素地を養う教育と捉え、その相互の関連を概観した。

キーワード：がん教育，生命の尊重に関する教育，学習指導要領解説総則編「付録6：現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容についての参考資料」，総合的な学習の時間，素地

Basic study on “life education” that cultivates the foundation of “cancer education” practice

——In anticipation of practical application in “the Period for
Integrated Studies” by curriculum management——

Kohsuke AMANO

Faculty of Foreign Studies
Nagoya Gakuin University

1. 問題の所在

「中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編」には、「付録6：現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容についての参考資料」が巻末に収録されている¹⁾。その項目は、「伝統や文化に関する教育」「主権者に関する教育」「消費者に関する教育」「法に関する教育」「知的財産に関する教育」「郷土や地域に関する教育」「海洋に関する教育」「環境に関する教育」「放射線に関する教育」「生命の尊重に関する教育」「心身の健康の保持増進に関する教育」「食に関する教育」「防災を含む安全に関する教育」（掲載順）であり、そのそれぞれが小学校用と中学校用に分けられている。

その中の「生命の尊重に関する教育」²⁾の冒頭には、以下の但し書きがある。

本資料は、小・中学校学習指導要領における「生命の尊重に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主要なものを抜粋し、通覧性を重視して掲載したものです。各学校におかれては、それぞれの教育目標や児童／生徒の実態を踏まえた上で、本資料をカリキュラム・マネジメントの参考としてご活用ください。

そしてその直後に、そのことを裏付ける総則（筆者注：小学校と中学校の学習指導要領の共通部分であるため「児童／生徒」とされている）中の文章が引用されている（引用元は注2と同じ）。

第2の2

- (2) 各学校においては、児童／生徒や学校、地域の実態及び児童／生徒の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。

全ての学校に適用できる教育課程を編成するには、普遍性を優先し、個別性を排除しなくてはならない。その点で、この引用部分は当付録を用いて実践を構想するにあたって、学習指導要領に記された内容の普遍性と自校の個性性を改めて問うきっかけを与える。元来存在するその学校の個性に加え、個々の学校をめぐる状況は日々、刻々と変化し続けているのである。では「生命の尊重に関する教育」には、現在どのような位置を与えられ得るであろうか。その意義づけとはどのようなものであろうか。

それは、「児童生徒の生命そのものやその安全の確保、変化し続ける社会で自身の生命観に基づいたふるまいやかかわりの在り方などを考え、実践することでよりよい社会を実現する資質・能力を育成する学習の素地を養う教育」ということであろう。ここでの「素地」とは、生命の尊重に関して「同じ学級で学ぶ仲間間の共通理解」「体験・実践を通じて自他を知ること」「教室内のみでは知りえないこととの出会い」といった内容である。「共通理解」するのは、「生命の尊重を理解するために必要な基礎的な知識」であり、さらには「その基礎的な知識を学んだことについて、どのような感想をもったり、どのような感じ方をしたりする仲間が教室内にいるのかということ」である。また「自然の中

で、生命について学ぶ中で得たこと・学んだことを伝え合ってこそ気づける自他」に至る体験活動が不可欠ということである。「ICT等を活用して多様な生の実態を知ること」でこそよりよい社会の在り方に気づけるということである。

日々、生活を共にし続ける学級にあっては、多様性を前提として児童や生徒は、安心して自分の持つ価値や判断を述べることで、学びを深めることができる。ことに生命観や死生観にかかわる自身の意見を表明することが求められるような学習においては、児童生徒の意見や考えが否定されないなどの安心感が担保されなくてはならない。しかし生命観や死生観の育成にかかわって、様々な意味で個性的な成育歴をもつ児童生徒を含む学級において、このことを実現するには長い時間と、一見退屈にさえ感じられてしまうような繰り返しの学習が、お互いの理解と信頼を育成するためにも不可欠である。この学習によって築かれるもの、それを「素地」と呼びたいのである。

「生命の尊重に関する教育」の中でも、とりわけ新しい取組としては「がん教育」「自殺予防教育」「生命（いのち）の安全教育」が挙げられる。「がん教育」は、令和3年度中学校で完全実施、高等学校では令和4年度より年次進行となる。「自殺予防教育」は、いわゆる「コロナ禍」においてこれまでとは全く違った動向を見せている、児童生徒の自殺の問題に対応している。「生命（いのち）の安全教育」は、令和2年6月に政府が決定した「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」³⁾を受けて、令和3年より2年をかけて地域の実情に合わせて段階的に教育の現場に導入することとなっている。これらの全ては、総合的な学習の時間として集中的、包括的、探究的に取り上げる授業において、何らかの場面で、「生命観や死生観にかかわる自身の意見を表明して学習を進めることが、学びの深まりにとっては望ましいと考えられる学習」と位置付けられるであろう。

これら喫緊の課題の教育における実践化において、留意しなくてはならないことは、当該校において「生命の尊重に関する教育」が日常からどのように実践されているか、が導入、実践、表現、定着に大きくかかわるという点である。さらには、実践を担当する教師の児童生徒に対する配慮の質がどのようなものであるか、という点もかかわってくるであろう。ある意味で、これらの教育は、「生命尊重に関する教育の応用教育」と言い換えられ得るかもしれない。

では、引用の通り「カリキュラム・マネジメントの参考」とされる、前掲の付録6「生命の尊重に関する教育」中に示された各教科・領域の内容を実践することで、「がん教育」「自殺予防教育」「生命（いのち）の安全教育」の実践に向けて、児童生徒にどのような素地が築かれることが期待されるのであろうか。またそのそれぞれの違いとは、どのようなものなのだろうか。本稿ではこのことを基本的な問いとし、対象としてその大部分が心身ともに大きな変化を経験する中学生に限定し、がん教育において論考する。

2. 「付録6生命尊重教育」の内容

「生命尊重に関する教育」におけるカリキュラム・マネジメントの対象として、「中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編」の230、231ページに、「中学校学習指導要領（平成29年告示）」より以下の内容が示されている。

2.1 「第1章 総則」

2.1.1 「第3 教育課程の実施と学習評価」「1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」

(5) 生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること⁴⁾。

2.1.2 「第6 道徳教育に関する配慮事項」

2 各学校においては、生徒の発達段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、小学校における道徳教育の指導内容を更に発展させ、自立心や自律性を高め、規律ある生活をすること、生命を尊重する心や自らの弱さを克服して気高く生きようとする心を育てること、法やきまりの意義に関する理解を深めること、自らの将来の生き方を考え主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに留意すること⁵⁾。(筆者注：下線を付した部分のみが抜粋して記載されている。)

2.2 「第2章 各教科」

2.2.1 「第4節 理科」「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」「2 第2の内容の取扱いについては、次の事項を配慮するものとする。」

(2) 生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養うようにすること⁶⁾。

2.2.2 括弧内表記

上記に加え、関連する内容として、「第2 各分野の目標及び内容」「〔第2分野〕」「2 内容」から、以下の4つの項目が括弧内にまとめて記されている。

- (1) いろいろな生物とその共通点⁷⁾
- (3) 生物の体のつくりと働き⁸⁾
- (5) 生命の連続性⁹⁾
- (7) 自然と人間¹⁰⁾

2.3 「第3章 特別の教科 道徳」

2.3.1 「D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」

[生命の尊さ]

生命の尊さについて、その連続性や有限性なども含めて理解し、かけがえのない生命を尊重すること。

[自然愛護]

自然の崇高さを知り、自然環境を大切にすることの意義を理解し、進んで自然の愛護に努めること¹¹⁾。

2.4 「第5章 特別活動」

2.4.1 「第2 各活動・学校行事の目標及び内容」〔学校行事〕「2 内容」

(4) 旅行・集団宿泊の行事

平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようにすること¹²⁾。

3. 「付録6 生命の尊重に関する教育」に示された内容の意義や特徴

では前掲の引用部分から、どんなことが考えられるだろうか。項目別の考察には、各「学習指導要領解説編」を参照、参考してみよう。

3.1 全体の概観から

生命を尊重する根拠や理由を、生命の有限性・連続性・かけがえのなさや、自然の大切さに求めているように感じられる。その科学的裏付けを、理科での内容に求めているようである。

このことは、単にがんが死亡原因の上位を占めるという科学的な点からのみではなく、患者のよりよい生活の実現を探究するうえでの基盤となる部分と言えよう。つまり有限性に関する学びも不可欠であるが、その問題からのみの、あるはその点を必要以上に強調したアプローチでは、生徒の学びに偏りがでてくるだろう。患者も含めた全ての人の生命のかけがえのなさを多面的に理解することが、患者の生活の質や社会参画を問う視点につながっていくことだろう。

またそうした価値観や価値判断、社会に存在する矛盾や問題点について考える前には、材料として科学的な知識と理解が不可欠である。その点で、がんについて学ぶことが保健体育科で学ぶことが学習指導要領にも明記され、がん教育との連携が図りやすい。保健分野において学んだ科学的な事実や知識をもとに、例えば学級活動「内容(2)」においては、生徒たちはがんにかかわる意思決定を、より現実的、実際的に行うことができるのである。

次に全教科・領域で行うとされている道徳教育においては、小学校での学習内容と関連づけを行っている点が特筆されよう。人類共通の価値でもある概念であり、それいできて繊細な問題に関しては、継続して学ぶことが不可欠である。その継続性は、中学校内のみ求められるべきものではないだろう。ごく当然ではあるかもしれないが、小学校での学びとの関連について言及されていることは意義あることである。

3つめは、学習方法として体験活動に繰り返し言及されている点が特徴的であろう。とりわけ自然に親しみ、自然環境の保全、自然の愛護と、活動の場として自然が意図されていると言えよう。この

ことは人間の生命のみの尊重ではなく、人間を自然の一部として、動植物等の自然も含めた生命尊重の精神の涵養を目指していると言えよう。いずれにしても体験活動が盛り込まれている点で、各教科等の特質に鑑みたマネジメントの幅が広がると言える。

(2)総則「(5)体験活動(第1章第3の1の(5))」について、「中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編」によるこの部分の解説には、以下のように記されたところがある。

資質・能力を偏りなく育成していくに当たり、「学びに向かう力、人間性等」を育む観点からは、体験活動の充実が重要である。「学びに向かう力、人間性等」は「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」をどのような方向性で働かせていくのかを決定付ける重要な要素であることから、本項において、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫することを示している。

生命の尊重に関する教育を推進するカリキュラム・マネジメントを構想するにあたり、「学びに向かう力、人間性等」が「知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」の方向付けを行うことを記している点は注目に値する。引用部分の文脈は資質・能力の偏りない育成を問題にしており、「生命の有限性や自然の大切さの理解」のみに特化したものではない。しかし「生命のかけがえのなさ」や「唯一無二の存在である自分という存在」の領域にまで迫る科学技術の進歩と、倫理のみならず、様々な規制を踏みにじった意図的な人間のゲノム編集といった事件が起きている現代にあっては、生命の尊重とその教育を論ずる際には、授業等の折にふれて繰り返し確認されるべきことである¹³⁾。

以下に、本論「2 「付録6生命の尊重に関する教育」の内容」に引用した指導要領中の内容について、各論として述べる。その際、本節で述べた「意義や特徴」との重複を避けるものとする。

3.2 「第1章 総則」

3.2.1 「第3 教育課程の実施と学習評価」1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」の(5)

「家庭や地域社会と連携し」という点から、実践する学校の個性に鑑みる視点が読み取れる。一般性から編まれた教育課程であっても、全ての家庭が同様の理解をすることはない。さらにその教育課程の実践にあっては、個々の教師のもつ個性を通じてなされる。教育活動に対する各家庭の理解と協力はそもそも不可欠であるうえに、生命に関する繊細な内容を含む教育では、特に重視する必要があるだろう。地域社会においても同様である。地域を取り巻く自然環境や住民の年齢構成、どのような産業が盛んな地域であるか、生命をめぐる事件発生の有無やその質など、授業づくりにおいて考慮すべきことは多いと言えよう。

3.2.2 「第6 道徳教育に関する配慮事項」の2

前述の通り、この部分では引用部分中の下線部のみが付録6において記されている。ここで留意すべきなのは、下線のない部分から、「生徒の発達の段階や特性を踏まえ、指導内容の重点化を図る」

という文脈の中で、「生命を尊重する心」「を身に付けることに留意する」と示されている点であろう。つまり全教科・領域を通じて取り組むとされる道徳教育においては、小学校までの指導内容を把握しつつ、発展させていくことで生命を尊重する心を育成するとされているのである。学習の連続性や積み上げの大切さと、学習ごとに変化する生徒の様子を踏まえて生命の尊重に関する教育を推進する重要性が謳われている、と理解できる。

3.3 「第2章 各教科」

3.3.1 「第4節 理科」「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」「2 第2の内容の取扱いについては、次の事項を配慮するものとする。」の(2)

ここでの「第2」とは、「第4節 理科」の次にある「第1 目標¹⁴⁾」「第2 各分野の目標及び内容¹⁵⁾」のうちの後者を指している。「各分野」とは第1分野と第2分野を指している。では第1分野と第2分野で扱う内容とはどのようなものであろうか。

第1分野で扱う内容を表1、第2分野で扱う内容を表2にまとめた。

付録6の表には「理科」の下に、「第3」ではなく〔第2分野〕の記述が上になっている。つまり表中に引用されている「第3」「2」「(2)」が、〔第2分野〕のみに該当する印象を受ける。さらに後述の通り、括弧にまとめられた4つの項目も〔第2分野〕とされている。しかし第1分野についてまとめた表1の(7)ア (イ) ㊦及び(7)イの通り、「自然環境の保全」という言葉が盛り込まれている。

(7)科学技術と人間¹⁶⁾

ア 日常生活や社会と関連付けながら、次のことを理解するとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(イ) 自然環境の保全と科学技術の利用

㊦自然環境の保全と科学技術の利用

自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察することを通して、持続可能な社会をつくることが重要であることを認識すること。

イ 日常生活や社会で使われているエネルギーや物質について、見通しをもって観察、実験などを行い、その結果を分析して解釈するとともに、自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について、科学的に考察して判断すること。

このことをどう考えたらよいだろうか。第2分野で「自然環境の保全」が謳われている箇所と比較してみよう。下線は筆者によるもので、共通部分を示している。

(7)自然と人間¹⁷⁾

ア 日常生活や社会と関連付けながら、次のことを理解するとともに、自然環境を調べる観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(イ) 自然環境の保全と科学技術の利用

⑦自然環境の保全と科学技術の利用

自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察することを通して、持続可能な社会をつくることを重要であることを認識すること。

表1 中学校学習指導要領（平成29年告示）第2章各教科，第4節理科，第2各分野の目標及び内容，〔第1分野〕内容

(1) 身近な物理現象	身近な物理現象についての観察，実験などを通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 身近な物理現象を日常生活や社会と関連付けながら，次のことを理解するとともに，それらの観察，実験などに関する技能を身に付けること （ア）光と音 （イ）力の働き イ 身近な物理現象について，問題を見だし見通しをもって観察，実験などを行い，光の反射や屈折，凸レンズの働き，音の性質，力の働きの規則性や関係性を見だして表現すること
(2) 身の回りの物質	身の回りの物質についての観察，実験などを通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 身の回りの物質の性質や変化に着目しながら，次のことを理解するとともに，それらの観察，実験などに関する技能を身に付けること。 （ア）物質のすがた （イ）水溶液 （ウ）状態変化 イ 身の回りの物質について，問題を見だし見通しをもって観察，実験などを行い，物質の性質や状態変化における規則性を見だして表現すること。
(3) 電流とその利用	電流とその利用についての観察，実験などを通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 電流，磁界に関する事物・現象を日常生活や社会と関連付けながら，次のことを理解するとともに，それらの観察，実験などに関する技能を身に付けること。 （ア）電流 （イ）電流と磁界 イ 電流，磁界に関する現象について，見通しをもって解決する方法を立案して観察，実験などを行い，その結果を分析して解釈し，電流と電圧，電流の働き，静電気，電流と磁界の規則性や関係性を見だして表現すること。
(4) 化学変化と原子・分子	化学変化についての観察，実験などを通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 化学変化を原子や分子のモデルと関連付けながら，次のことを理解するとともに，それらの観察，実験などに関する技能を身に付けること。 （ア）物質の成り立ち （イ）化学変化 （ウ）化学変化と物質の質量 イ 化学変化について，見通しをもって解決する方法を立案して観察，実験などを行い，原子や分子と関連付けてその結果を分析して解釈し，化学変化における物質の変化やその量的な関係を見だして表現すること。
(5) 運動とエネルギー	物体の運動とエネルギーについての観察，実験などを通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 物体の運動とエネルギーを日常生活や社会と関連付けながら，次のことを理解するとともに，それらの観察，実験などに関する技能を身に付けること。 （ア）力のつり合いと合成・分解 （イ）運動の規則性 （ウ）力学的エネルギー イ 運動とエネルギーについて，見通しをもって観察，実験などを行い，その結果を分析して解釈し，力のつり合い，合成や分解，物体の運動，力学的エネルギーの規則性や関係性を見だして表現すること。また，探究の過程を振り返ること。
(6) 化学変化とイオン	化学変化についての観察，実験などを通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 化学変化をイオンのモデルと関連付けながら，次のことを理解するとともに，それらの観察，実験などに関する技能を身に付けること。 （ア）水溶液とイオン （イ）化学変化と電池 イ 化学変化について，見通しをもって観察，実験などを行い，イオンと関連付けてその結果を分析して解釈し，化学変化における規則性や関係性を見だして表現すること。また，探究の過程を振り返ること。
(7) 科学技術と人間	科学技術と人間との関わりについての観察，実験などを通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 日常生活や社会と関連付けながら，次のことを理解するとともに，それらの観察，実験などに関する技能を身に付けること。 （ア）エネルギーと物質 （イ）自然環境の保全と科学技術の利用 イ 日常生活や社会で使われているエネルギーや物質について，見通しをもって観察，実験などを行い，その結果を分析して解釈するとともに，自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について，科学的に考察して判断すること。

イ 身近な自然環境や地域の自然災害などを調べる観察、実験などを行い、自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について、科学的に考察して判断すること。

表2 中学校学習指導要領（平成29年告示）第2章各教科，第4節理科，第2各分野の目標及び内容，〔第2分野〕内容

(1) いろいろな生物とその共通点	身近な生物についての観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア いろいろな生物の共通点と相違点に着目しながら、次のことを理解するとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。 (ア) 生物の分類と観察の仕方 (イ) 生物の体の共通点と相違点 イ 身近な生物についての観察、実験などを通して、いろいろな生物の共通点や相違点を見いだすとともに、生物を分類するための観点や基準を見いだして表現すること。
(2) 大地の成り立ちと変化	大地の成り立ちと変化についての観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 大地の成り立ちと変化を地表に見られる様々な事象・現象と関連付けながら、次のことを理解するとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。 (ア) 身近な地形と地層、岩石の観察 (イ) 地層の重なりと過去の様子 (ウ) 火山と地震 (エ) 自然の恵みと火山災害・地震被害 イ 大地の成り立ちと変化について、問題を見いだし見通しをもって観察、実験などを行い、地層の重なり方や広がり方の規則性、地下のマグマの性質と火山の形との関係性などを見いだして表現すること。
(3) 生物の体のつくりと働き	生物の体のつくりと働きについての観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 生物の体のつくりと働きとの関係に着目しながら、次のことを理解するとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。 (ア) 生物と細胞 (イ) 植物の体のつくりと働き (ウ) 動物の体のつくりと働き イ 身近な植物や動物の体のつくりと働きについて、見通しをもって解決する方法を立案して観察、実験などを行い、その結果を分析して解釈し、生物の体のつくりと働きについての規則性や関係性を見いだして表現すること。
(4) 気象とその変化	身近な気象の観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 気象要素と天気の変化との関係に着目しながら、次のことを理解するとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。 (ア) 気象観測 (イ) 天気の変化 (ウ) 日本の気象 (エ) 自然の恵みと気象災害 イ 気象とその変化について、見通しをもって解決する方法を立案して観察、実験などを行い、その結果を分析して解釈し、天気の変化や日本の気象についての規則性や関係性を見いだして表現すること。
(5) 生命の連続性	生命の連続性についての観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 生命の連続性に関する事象・現象の特徴に着目しながら、次のことを理解するとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。 (ア) 生物の成長と殖え方 (イ) 遺伝の規則性と遺伝子 (ウ) 生物の種類の多様性と進化 イ 生命の連続性について、観察、実験などを行い、その結果や資料を分析して解釈し、生物の成長と殖え方、遺伝現象、生物の種類の多様性と進化についての特徴や規則性を見いだして表現すること。また、探究の過程を振り返ること。
(6) 地球と宇宙	身近な天体の観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 身近な天体とその運動に関する特徴に着目しながら、次のことを理解するとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。 (ア) 天体の動きと地球の自転・公転 (イ) 太陽系と恒星 イ 地球と宇宙について、天体の観察、実験などを行い、その結果や資料を分析して解釈し、天体の運動と見え方についての特徴や規則性を見いだして表現すること。また、探究の過程を振り返ること。
(7) 自然と人間	自然環境を調べる観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 日常生活や社会と関連付けながら、次のことを理解するとともに、自然環境を調べる観察、実験などに関する技能を身に付けること。 (ア) 生物と環境 (イ) 自然環境の保全と科学技術の利用 イ 身近な自然環境や地域の自然災害などを調べる観察、実験などを行い、自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について、科学的に考察して判断すること。

文言のみならず、内容を構成し、文章化する項目立てまで含めて、多くの共通部分が見出せる。2つのいずれにしても、①「自然環境の保全」と「科学技術の利用」を対の概念と捉えている、②両者を科学的に考察することを求めている、③持続可能な社会づくりの重要性を学ばせる意図がある、と言ったことが読み取れる。これらの学習が、生命の尊重を学ぶうえで重要と捉えられていると言える¹⁸⁾。

3.3.2 ②が括弧内にまとめて記された4つの項目〔第2分野〕「(1) いろいろな生物とその共通点」「(3) 生物の体のつくりと働き」「(5) 生命の連続性」「(7) 自然と人間」について

これらの4項目について、表2の下位分類を確認する。

(1)いろいろな生物とその共通点

- ア (ア) 生物の観察と分類の仕方 ㊦ 生物の観察 ㊧ 生物の特徴と分類の仕方
- (イ) 生物の体の共通点と相違点 ㊦ 植物の体の共通点と相違点 ㊧ 動物の体の共通点と相違点

(3)生物の体のつくりと働き

- ア (ア) 生物と細胞 ㊦ 生物と細胞
- (イ) 植物の体のつくりと働き ㊦ 葉・茎・根のつくりと働き
- (ウ) 動物の体のつくりと働き ㊦ 生命を維持する働き ㊧ 刺激と反応

(5)生命の連続性

- ア (ア) 生物の成長と殖え方 ㊦ 細胞分裂と生物の成長 ㊧ 生物の殖え方
- (イ) 遺伝の規則性と遺伝子 ㊦ 遺伝の規則性と遺伝子
- (ウ) 生物の種類の多様性と進化 ㊦ 生物の種類の多様性と進化

(7)自然と人間

- ア (ア) 生物と環境 ㊦ 自然界のつり合い ㊧ 自然環境の調査と環境保全 ㊨ 地域の自然災害
- (イ) 自然環境の保全と科学技術の利用 ㊦ 自然環境の保全と科学技術の利用

これらは、教科の特質の点として生物学的な側面から「生命の尊重に関する教育」に資する内容と捉えられる。

関連化を図ることで、生命の尊さについて、さらなる学習の深まりが期待できるものもあると考えられる。とりわけ、ここでは「(5)生命の連続性」については保健体育科、「(7)自然と人間」については特別活動を挙げておきたい。

「第2章各教科」「第7節保健体育」「第2 各学年の目標及び内容」「〔保健分野〕」「2内容」「(2)心身

の機能の発達と心の健康について、課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。」「ア心身の機能の発達と心の健康について理解を深めるとともに、ストレスへの対処をすること。」の(イ)は、以下の通りである。

思春期には、内分泌の働きによって生殖に関わる機能が成熟すること。また、成熟に伴う変化に対応した適切な行動が必要となること¹⁹⁾。

思春期に限定することで内分泌に焦点化され、理科で学ぶ生物一般の生殖から踏み込んで、生徒は学習内容と現在の自分との関連を強く意識できるだろう。

「第5章特別活動」「第2各活動・学校行事の目標及び内容」「〔学級活動〕」「2内容」「(2)日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」の「エ心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成」は、以下の通りである。

節度ある生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること²⁰⁾。

つまり学級活動「内容(2)」の題材として、自然災害も取り扱われ得ることを示している。さらには、解説において以下のように示されている。なお下線は筆者による。

また、防犯を含めた生活安全や自転車運転時の交通安全に関すること、種々の災害時の安全に関すること、生命の尊重に関すること、環境整備に関すること、インターネットの利用に伴う危険性や弊害などに関する題材を設定し、事故の発生状況や危険箇所の調査結果をもとにした話合い、「ひやり、はっとした」といった体験に基づく感想や発表、安全マップの作成、実技を通じた学習、ロールプレイングなど様々な方法による活動が考えられる。防災に関しては地域の地理、自然の特性など地域に関して教科等横断的に学ぶ中でその意識を高めていくこと、安全に関しては、日常生活に潜む様々な危険を予測したり、問題解決の方法を話し合ったりすることで、安全に保つために必要な事柄への理解を深める活動が考えられる²¹⁾。

「事件や事故、災害等から身を守り安全に行動する」という文脈において、自然災害も含めた安全と同列に、「生命の尊重に関すること」自体が題材化され得ることを示している。理科で自然災害発生メカニズムを科学的に学んだことを生かして、学級活動「内容(2)」で、意思決定に至る関連づけは有効であろうし、その関連付けの在り方も様々な可能性が考えられよう²²⁾。

3.4 「第3章 特別の教科 道徳」

「第2内容」「D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」に示された「〔生命の尊さ〕」「〔自然愛護〕」は、内容項目である。教科書を用いて、この内容項目に示された道徳的な価

値を、授業で高めていくことが求められる。

カリキュラム・マネジメントにより、総合的な学習として学ぶ上で、「第3指導計画の作成と内容の取扱い」「3 教材については、次の事項に留意するものとする」の(1)とされている、以下の内容が参考になる。

生徒の発達の段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用に努めること。特に、生命の尊厳、社会参画、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材とし、生徒が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用を行うこと²³⁾。

教材の開発や活用は認められており、特に現代的な課題を意識し、「生命の尊厳」も含まれている点が目される。例えば「がん教育」をテーマとする総合的な学習の時間を想定する場合、教科書教材よりカスタマイズされた開発教材を導入することも可能である。

3.5 「第5章 特別活動」

「第2各活動・学校行事の目標及び内容」「〔学校行事〕」「2内容」「(4)旅行・集団宿泊の行事」には、自然に親しむことが記されている。付録6に示された部分には、体験学習の重要性が繰り返し記されているが、実際に言及されているのはここだけである。その点で、個々の学校独自の生徒会活動や学校行事での「生命の尊重に関わる教育」の実践が、繰り返し、重層的に行われることが望まれる。例えば、保健委員会によるテーマを決めた全校での取組である学校保健委員会、自然にふれながら自然を守る奉仕活動といったものが想定される。行事そのものの目的・意義とともに、生命の尊重にかかわる部分を意識できるよう、はたらきかけることが肝要である。

特別活動は振り返りを行うことで、その指導原理である「なすことによって学ぶ」を達することができる。カリキュラム・マネジメントによる総合的な学習を構想するうえでも、振り返りの確実な記録化も周到に計画されるべきであろう。

4. がん教育の目標との比較から

「「がん教育」の在り方に関する検討会」によるがん教育の目標は以下の通りである²⁴⁾。

(2)がん教育の目標

①がんについて正しく理解することができるようにする

がんが身近な病気であることや、がんの予防、早期発見・検診等について関心を持ち、正しい知識を身に付け、適切に対処できる実践力を育成する。また、がんを通じて様々な病気についても理解を深め、健康の保持増進に資する。

②健康と命の大切さについて主体的に考えることができるようにする

がんについて学ぶことや、がんと向き合う人々と触れ合うことを通じて、自他の健康と命の大切さに気付き、自己の在り方や生き方を考え、共に生きる社会づくりを目指す態度を育成する。

上記の引用中の①は知識、理解に、また②は社会参画にかかわっていると感じられる。その点からも①は理科、保健体育との関連が強そうに感じられる。②は特別活動や道徳科、あるいは社会科との関連が考えられよう。総合的な学習の時間を「がん教育」で構想する場合には、一考の価値がありそうである。

「命の大切さ」という言葉は、②の中に2回出てくる。ここに「生命の尊重に関する教育」との直接の結びつきを見いだすことができる。しかし①がその多くを知識や、理解の獲得にかかわるように見えていても、生命の尊重の精神が生徒の身につけていないと、がんについて知ることによって悲観的な傾向を一方的に強めてしまうかもしれない。やはりこうした現代的な問題を含んだ生命にかかわる教育を行うには、その実践の基盤として「生命の尊さに関する教育」が日常的に、かつ継続的に実践される必要がある。総合的な学習の時間として集中的、包括的、探究的ながん教育を取り上げるとすれば、そうした素地がますます重要となるだろう。

それらの関連そのものの詳細に関しては、稿を改める。

注

- 1) 文部科学省 2017, 『中学校学習指導要領 (平成29年告示) 解説 総則編』, 東山書房, pp. 200-245
- 2) 文部科学省 2017, 『中学校学習指導要領 (平成29年告示) 解説 総則編』, 東山書房, pp. 230, 231
- 3) 文部科学省 2020, 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針の決定について (通知)」, Available at : https://www.mext.go.jp/content/20210406-mxt_kyousei02-000014005_1.pdf, Accessed December 25, 2021, および、文部科学省 2021, 「子供や若者を性暴力の当事者にならなための「生命 (いのち) の安全教育」の教材等について (通知)」, Available at : https://www.mext.go.jp/content/20210518-mxt_kyousei02-000014005_2.pdf, Accessed December 25, 2021
- 4) 文部科学省 2017, 『中学校学習指導要領 (平成29年告示)』, 東山書房, p. 24
- 5) 文部科学省 2017, 『中学校学習指導要領 (平成29年告示)』, 東山書房, p. 28
- 6) 文部科学省 2017, 『中学校学習指導要領 (平成29年告示)』, 東山書房, p. 97
- 7) 文部科学省 2017, 『中学校学習指導要領 (平成29年告示)』, 東山書房, p. 88
- 8) 文部科学省 2017, 『中学校学習指導要領 (平成29年告示)』, 東山書房, pp. 88, 89
- 9) 文部科学省 2017, 『中学校学習指導要領 (平成29年告示)』, 東山書房, pp. 91, 92
- 10) 文部科学省 2017, 『中学校学習指導要領 (平成29年告示)』, 東山書房, p. 93
- 11) 文部科学省 2017, 『中学校学習指導要領 (平成29年告示)』, 東山書房, p. 156
- 12) 文部科学省 2017, 『中学校学習指導要領 (平成29年告示)』, 東山書房, p. 165
- 13) ナチスが、ユダヤ人をいかに効率よく抹殺するかという点に、文字通り心血を注ぎ、合理性と科学を尽くしたことを人類は忘れてはならない。科学それ自体は価値を有さない。いかに使うかが問われている。参考とした以下のサイトには中国・南方科技大学の賀建奎 (が・けんけい) 准教授 (当時) によるゲノム編集に関する研

究発表を問題にしている。その中では「今回の出来事は科学研究の根本的な問題を提起しています。「科学の発展とその応用は、本当に人類のためになるのか」という問いです。「原爆の開発」などの事例を通して、この問いに科学者はどのように答えるのか、問われてきました。」とされている。NHK, 2018, 「“ゲノム編集”で双子誕生の衝撃 2018.12.3 サイカルjournal by NHK, Available at : https://www3.nhk.or.jp/news/special/sci_cul/2018/12/story/special_181203/, Accessed December 25,2021

- 14) 文部科学省 2017, 『中学校学習指導要領 (平成29年告示)』, 東山書房, p. 78
- 15) 文部科学省 2017, 『中学校学習指導要領 (平成29年告示)』, 東山書房, pp. 78-96
- 16) 文部科学省 2017, 『中学校学習指導要領 (平成29年告示)』, 東山書房, pp. 84, 85
- 17) 文部科学省 2017, 『中学校学習指導要領 (平成29年告示)』, 東山書房, p. 93
- 18) しかしなぜ理科第1分野の「(7)科学技術と人間」が「付録6 生命の尊重に関する教育」の内容とされていないのかは不明である。またさらには、第1分野の内容自体が想定されていないのはなぜなのだろうか。この点については、別の議論の場が必要である。
- 19) 文部科学省 2017, 『中学校学習指導要領 (平成29年告示)』, 東山書房, p. 127
- 20) 文部科学省 2017, 『中学校学習指導要領 (平成29年告示)』, 東山書房, p. 163
- 21) 文部科学省 2017, 『中学校学習指導要領 (平成29年告示) 解説 特別活動編』, 東山書房, pp. 55, 56
- 22) 意識決定については、学習指導要領「解説 理科編」でも言及されている。まさに「自然環境の保全と科学技術の利用」の部分である点が興味深い。「ここでは、第1分野と第2分野の学習を生かし,」「多面的, 総合的に捉えさせ,」「科学的な根拠に基づいて意思決定させる場面を設けることが大切」とされている点に、本稿の意図する部分とのつながりが見え、力強い。このことについては稿を改める。文部科学省 2017, 「中学校学習指導要領 (平成29年告示) 解説 理科編」, Available at : https://www.mext.go.jp/content/20210830-mxt_kyoiku01-100002608_05.pdf, p.112, Accessed December 25, 2021
- 23) 文部科学省 2017, 『中学校学習指導要領 (平成29年告示)』, 東山書房, pp. 157, 158
- 24) 「がん教育」の在り方に関する検討会 2015, 「学校におけるがん教育の在り方について 報告」, Available at : https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/_icsFiles/afieldfile/2016/04/22/1369993_1_1.pdf, p.2, Accessed December 25, 2021